

## 「金沢市特別支援教育指針」改定骨子案についての

### パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答）

- 1 募集期間：令和2年8月3日～令和2年9月4日
- 2 募集方法：メール、郵便、ファクシミリ又は直接担当課の窓口へ持参
- 3 意見：意見者数 25名 意見数 65件

#### 【金沢市特別教育指針全般】

	いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
	<p>1. 特学分校と地域の特別支援学級の違いが保護者にわかるように詳しく周知してほしい。</p>	<p>金沢市には、中央小学校芳齋分校、小将町中学校特学分校という、小・中学校の分校として設置された特別支援学級があります。両校では、集団学習の良さを生かし、児童同士のかかわりを大切にした豊かな実践がなされています。今後も、その旨を指針の中に明示すると共に、就学相談等の機会に周知していくように努めます。</p>
	<p>2. 特別支援教育として、通級教室が、他校にある場合がほとんどです。そちらに出かけるために、自分のクラスの仲間と離れることは、共生社会とは言えません。せめて、同じ学校の中に作って下さい。</p>	<p>通級指導教室の拡充にあたっては、教員配置及び教室となる学校施設の確保などの課題も踏まえ、引き続き、特別支援学級、特別支援学校等一人ひとりの特性に合わせた多様な学びの場があることも含めて、互いを認め合う集団づくりを目指していきます。</p>
	<p>3. いつまでも「就学指導委員会」などというネーミングでは、上から目線の姿勢を批判されることはあっても、本人・保護者の教育的ニーズをしっかりと受け止め、支援の立場を貫こうとするあり方は伝わりません。中央教育審議会の指摘にもあるように「教育支援委員会」と名称変更したらいかがでしょうか。</p>	<p>児童生徒の教育的ニーズや本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な観点が大切であることから、平成26年度から「教育支援委員会」という名称に変更し、個別に審議しています。</p>
	<p>4. 前回(10年前)のパブリックコメントに対して、以下の3点について県教育委員会と協議するようになっておりましたが、どのような協議がなされ、結果どうなったのかを示していただけにないでしょうか。</p> <p>①交流授業 50%規制の廃止 ②中学校卒業後の進路指導について ③通級指導教室設置に伴う教員の配置について</p>	<p>①交流及び共同学習の時間数については、子どもの実態や保護者の要望等により、内容の充実を図っています。</p> <p>②本人・保護者に対して進路先の情報提供の充実に努めています。さらに、学校見学や体験入学等を通して、適切な進路選択につなげることが重要だと考えています。</p> <p>③通級指導教室の教員数については、法改正が行われたことから、今後、県の動向を踏まえ充実を図っていきます。</p>

<p>5. ①「同じ場で共に学ぶことを追求する」方向性を明記</p> <p>② 障害のある子どもが通常学級で学習するための環境整備（物的・人的・内容的支援）</p> <p>③ 医療的ケアの必要な子どもの受け入れ体制の明記</p> <p>④ 特別支援学校高等部以外の高校進学を含めた進路保障（県にまかせるのではなく、市立高校もあります）</p> <p>⑤ インクルーシブ教育システム構築に向けた教職員（教育委員会指導主事も含めた）の研修</p> <p>⑥ 50%上限規制の是非を含めた「交流授業」のあり方</p> <p>⑦ 就学指導のあり方</p>	<p>国は、共生社会の形成に向けて、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する」としており、これらの趣旨を踏まえ、改定作業を進めていきます。</p>
<p>6. 就学、あるいは、就学後もどのような道があるのか、本人・保護者の思いを丁寧にお聞きしながら、情報提供を行っていく。このプロセスを大事にするという思いを指針に盛り込んでいただき、今後、本人、保護者の思いが大事にされていく教育相談のあり方が確認できればいいなと感じています。</p>	<p>今後とも引き続き、本人、保護者の思いを大切に教育相談を行ってまいります。</p>
<p>7. 基本理念や基本方針の中に、障害者基本法の中に書かれてあるように「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」する文面を、明記するようお願いいたします。</p>	<p>今後、検討していきたいと考えています。</p>
<p>8. 校舎各階への多機能トイレ設置、色覚障害を持つ児童生徒への対応として、学校での色覚チョーク全面採用など、従来の特別支援教育の枠ではこぼれがちなニーズに対しても、本指針や本編改訂版に明記してほしい。</p>	<p>貴重なご意見であり、関係課と連携しながら、今後適切に対応していきたいと考えます。</p>
<p>9. 表紙に発行年月を、また奥付（担当部署名やそのメールアドレスも）を付けて、改訂版であることが一目でわかり、より活用されるようにしてください。</p>	<p>検討していきたいと考えています。</p>
<p>10. 改定指針の方向性を考えた時、「特別支援教育指針」では、今までの教育と変わったことが伝わりません。障害のある子のためだけの教育でなく、障害のある子と周りの子どもたちが共に学ぶことを大切に考えているのだと伝わるような指針名、「金沢市共に学び合う教育指針」「金沢市共生教育指針」などを検討してください。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

【1 金沢市特別支援教育指針の改定について】

	いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
	11. 指針の題を、「特別教育指針」だけではなく、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育指針」としていただきたいです。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

【2 指針改定の背景と方向性について】

	いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
	12. 「改定の背景」に「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに」と書かれています。これは「インクルーシブ教育」を踏まえると地域の小学校に通い、地域の同級生と同じクラスで同じ授業を受けることだと思います。	学びの場は、児童生徒の実態と本人・保護者及び教育支援員会の意見をもとに、総合的に判断することが大切だと考えています。
	13. 「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの重要性（連続性のある「多様な学びの場」の整備）」「合理的配慮の提供の義務」等についてはきちんと指針に反映させて下さい。	国は、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する」としており、これらの趣旨を踏まえ、改定作業を進めていきます。
	14. 改定指針の方向性の1番に共に学ぶことができる環境の整備と配慮が挙げられているので、是非これを「目指すべき方向性」に盛り込んでいただきたいです。	
	15. 『同じ場で共に学べること』『共に学ぶことができる環境の整備をすること』を、しっかりと明確に記載してほしいです。	
	16. 「目指すべき方向性」には、「共に学ぶ」とか「インクルーシブ教育」といった文言がまず最初に出てくるべきなのではないでしょうか？	
	17. 「目指すべき方向性」については、「共に学ぶことを基本とした、子供一人一人の教育的ニーズに配慮した、きめ細やかな教育」としたほうがよい。	
	18. 「目指すべき方向性」の項について、ここにも改定指針の方向性①に基づいて、「共に学ぶ」視点についても明記していただきたいです。	
	19. 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築」、「同じ場で共に学ぶことを追求する」などとありますが、改定内容の基本方針・基本理念に、この部分が反映されていない。	

	20. 「子供一人一人の教育的ニーズに配慮した、多様できめ細やかな教育」と書かれていますが、これでは従来のものと変わっていません。障害のある児童生徒に特化したもの、現状の「分ける」教育を持続させるものと見えます。「障害を個性として受けとめ合える教育」としていただきたいです。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
	21. 国内の動向だけでなく、障害を持つ人への教育に関する国際的な動向についても、明記してください。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

### 【3 主な改定内容について】

	いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
基本理念	22. 「基本理念」に「共生社会の形成」という文言が入られたことは評価されます。そのための「特別支援教育の推進」の最終目的は「共生共学・インクルーシブ教育の実現」にあることを明記すべきと考えます。	国は、共生社会の形成に向けて、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することや「連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくこと」とし、さらに、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶ」場合には「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である」としています。これらの趣旨を踏まえ、改定作業を進めていきます。
基本理念	23. 「基本理念」については、「〇時代に即した基本理念へと改定」とのことなら、「共に学ぶことを追求する教育」との文言が必要。	
基本理念	24. 「基本理念」には、「時代に即した基本理念へと改定」とあります。時代は共生社会に向かっているものと思われそうですが、ここでも特別支援教育の推進が謳われています。特別支援教育はあくまで、「個別支援」の教育だと考えます。ここでも、改定の背景や改定指針の方向性に書かれているように、「同じ場で共に学ぶこと」について、明記していただきたいです。	
基本理念	25. 「基本理念」においては「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」「子供の可能性を最大限に伸ばす教育の充実」としか書かれておらず、共生社会の形成のために基礎となる「同じ場でともに学ぶ」ことが書かれていません。	
基本理念	26. 「基本理念」の中に原則、すべての子供を受け入れることを前提に、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に理解し、共に支え合うことを大切にする」との最も大切な文言を入れていただきたいと思えます。	
基本理念	27. 共生社会を実現するためには、幼児期や学童期から、分けずに「共に学ぶ」ことが大切ではないでしょうか。「共に学ぶ」という言葉をもっと前面に出してください。	

基本理念	28. 「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」から「特別支援教育の」を削除し、「共生社会の形成に向けた教育の推進」としてください。「子供の可能性を最大限伸ばす教育の充実」を「子どもたちの可能性を最大限伸ばす教育の充実」としてください。また、「子供」という表記はこのような場面にはそぐわないと思われるので、「子ども」としてください。	表現については、検討していきたいと考えています。
基本理念	29. 近年、マイノリティ支援の場で注目されている「Intersectionality (インターセクショナリティ)」への対応についても言及すべきです。	貴重なご意見であり、関係課とも連携し、今後の参考とさせていただきます。
基本方針1	30. 「保護者への早期からの就学相談を充実」とあります。改定指針の方向性の①にも「共に学ぶことができる環境の整備と配慮」とあります。「特別支援教育」ばかりでなく、インクルーシブ教育についても勧めているのでしょうか。障害のある子は特別支援学校や特別支援学級と決めつけて相談をしないようにしてほしいです。	今後とも引き続き、保護者からの意見を大切にされた相談に努めていきたいと考えています。
基本方針2	31. 障害のある・ないに拘らず一人ひとりの子どもに関してきめ細やかな教育支援を講ずることが必要なことは言うまでもないことですが、その前提には一人ひとりの子どもの姿とその子を含む子どもたちの集団の姿が常に全体としてとらえられていることが必要と考えます。	今後とも一人ひとりの教育的ニーズに対応しながら、集団としての醸成を目指します。
基本方針3	32. 「一体的に整備する小・中学校特学分校が果たす機能の整理」については、縮小、廃止するための整理と考えてよいでしょうか。「共に学ぶ」「自分の生活する地域において教育の機会が与えられること」の観点からすると、上記の学校の必要性はないと考えます。	同じ障害のある児童生徒同士の集団での学びを希望している本人や保護者の意見に適切に対応していくためにも、小・中学校の特学分校が果たす役割は、本市にとって引き続き重要であると考えています。
基本方針3	33. 「一体的に整備する小・中学校特学分校が果たす機能の整理」について、この文言は、分けた場で教育をするための学校をこれから整備し機能させる、という意味かと思えます。それは、改定の背景、改定指針の方向性とは真逆のことであり、時代にも大きく逆行し、改定理由とも全くそぐわないことです。行政が分けた場での教育を肯定し推進している、と受け取れ、就学先を暗に誘導していることになり、障害児を持つ親に対しての大変な圧力となります。削除してください。	

基本方針 3	34. 「一体的に整備する小・中学校特学分校が果たす機能の整理」の部分ですが、分校を作る発想の時点でインクルーシブ教育ではなくなっています。もし整備等が始まるのであれば、直ちに中止していただき、その予算を支援員さんを増やしたり、医療的ケアが必要な子や車椅子の子たちのエレベーター設置の費用に当てたりしていただきたいです。	
基本方針 3	35. 「一体的に整備する小・中学特学分校が果たす機能の整理」について、ですがこれは共に学ぶ教育からかけ離れています。分けた場での教育が進むことになると考えられます。	
基本方針 3	36. 特学分校の果たす役割も、軽度発達障害児などを集めた支援学校の色合いが濃く、これでは健常児と障害児が共に学ぶ環境というよりは、学校運営のやりやすさ優先のように見えます。	
基本方針 3	37. 小・中学校特学分校は、地域の学校から切り離されたものになっていきます。これは、「共に学ぶ」という方向に逆行するものであると認識して下さい。	
基本方針 3	38. 「一体的に整備する小・中学校特学分校が果たす機能の整理」とは、特別支援学校についての記載でしょうか？	中央小学校芳齋分校及び小将町中学校特学分校の機能について記載していきます。
基本方針 3	39. 「基本方針の3」について、 a. 特別支援学級在籍の子どもたちが通常学級で学ぶにあたっては、その子どもの特性に応じ柔軟に講ぜられるべきであって一律機械的な制限は行わないよう明記すべき、 b. 中央小学校芳齋分校、小将町中学校特学分校の機能の整理に当たっては別学体制を補完するような「センター化」すなわち「金沢市立特別支援学校」を図るようなことなく、「共生共学・インクルーシブ教育の実現」のためのセンター機能を持たせ、通常学級の子どもたちとの日常的な交流の強化を図るよう明記すべきと考えます。	インクルーシブ教育の推進のためには、特別支援学級の担任と通常の学級の担任の間で、目標や支援について情報を共有することが重要であると考えます。 両分校についても、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習の実施となるよう努めていきます。
基本方針 3	40. 特別支援学級が分校として存在することは、交流が毎日の普通の生活とはなりません。交流は、毎日の生活であるべきです。分校としての特別支援学級には反対です。通常学級の子どもたちにとっても、いろいろ	

	<p>な子どもたちが一緒に生活することはとても大切なことです。特別の日だけ一緒にスペースで学習しても、特別なお客さんであって、心を通わせる友だちにはなりえません。休み時間を一緒に過ごせることがとても重要です。</p>	
基本方針 3	<p>41. 基本方針の中で唯一出てくる「通常学級」という言葉。しかし「通常の学級の他」との表現は排他的なイメージで適切ではありません。「通常の学級、通級指導教室、特別支援学級など、～～」の表現が、ごくごく一般的で自然で普通です。</p>	<p>表現については、検討していきたいと考えています。</p>
基本方針 3	<p>42. 「合理的配慮」について詳しく明記していただきたいと思います。</p>	<p>記載していきたいと考えています。</p>
基本方針 3	<p>43. 「特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実」の一点目「特別支援教育の視点を生かした」では、意味が分かりにくいと思われます。「障害を個性として、互いの良さを認め合う意識を育てていく学級経営」としていただきたいです。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
基本方針 4	<p>44. 「基本方針」では「教職員の専門性の向上」と書かれていますが、これは通常学級でさまざまな子どもが共に学ぶうえでの能力の向上や学校側の協力体制も含まれているのでしょうか？こちらも明記していただければと思います。</p>	<p>特別支援教育担当者のみならず、学校内の協力体制は重要だと考えています。</p>
基本方針 4	<p>45. 「教職員の専門性の向上」について、特別支援学級担当者の専門性、通級指導教室担当者の育成と、一部の教職員の向上しか明記されていません。一部の教職員しか障害のある子の教育ができない、と教職員や保護者に思わせてしまいます。同じ場で共に学ぶことを追求する学校教育を整備するためには、「さまざまな子供が在籍する通常学級で、共に生きる教育を推進するための教職員研修」という、共生教育のための専門性の明記も必要です。「多様な学びの場」に対応できるよう、全ての教職員の専門性を向上させる、という視点が抜けています。</p>	<p>校長をはじめとするすべての教職員に対して、特別支援教育に対する正しい理解や支援方法に関する専門性を高めていくことが大切だと考えています。</p>
基本方針 4	<p>46. 「共生社会の形成」を実現させるために必要な教職員の「専門性」とは教職員一人ひとりに、もっと言えば教職員集団総体に欠かせないものです。特別支援学級担当者に限定されるかのようなニュアンスは指針に即しません。</p>	

基本方針4	47. 「教職員の専門性の向上」で通常学級の担任も自閉症やADHD、知的障害、肢体不自由の特性の知識の研修を受けて、支援学級の担任と通常学級の担任との連携がとれる学級にして欲しいです。	
基本方針4	48. 「教職員の専門性の向上」では支援学級などの教職員に対することだけで、通常学級で障害のある子どもたちに関わる教職員に対することが全く想定されていません。	
基本方針4	49. 「教職員の専門性の向上」について、特別支援学級や通級指導教室担当者の専門性、指導力向上については明記されていますが、ここでも通常学級のことには触れられていません。通常学級で、さまざまな子どもたちが共に学ぶための教職員の能力の向上や育成、研修などについても、明記していただきたいです。	
基本方針4	50. 通常学級を担任している教員、学校の教育現場にいる職員全般に、「教職員の専門性の向上」を願います。特別支援にかかわる教員だけでなく、「通常学級を担任している教員、学校の教育現場にいる職員全般」に対しても明記して下さい。	
基本方針4	51. 「特別支援学級担当者の専門性を向上…」とありますが、これでは”分けた場”での教育が充実するだけのよう思えます。「改定指針の方向性」①に『共に学ぶことができる環境の整備と配慮』とあるように、通常学級にて障害がある子もない子も共に学ぶということに関しての、教員の能力の向上を求めます。	
基本方針4	52. 特別支援学級担当者以外に通常学級の担当者においても、通常学級で障害のある子もない子も共に学べるよう専門性の向上を図っていただきたい。	
基本方針4	53. 「4 教職員の専門性の向上」についても通常級の先生が含まれていません。これでは通常級の先生は学ぶ機会も少なく、インクルーシブ教育の実現する意識すら希薄なものとなってしまいます。	
基本方針5	54. 「特別支援教育サポートセンター(仮称)」の設置に当たっては「共生社会の形成」「共生共学・インクルーシブ教育の実現」に向けて先進県等との交流を含め、その目的・具体的方向性について明記すべきと考えます。	特別支援教育サポートセンター(仮称)については、整備基本構想に基づき設置を予定しており、その目的等について記載することとしていきます。



基本方針 6	55. 「共生社会の実現に向けた、意識醸成の取組について明記」とあります。ぜひ、具体的に明記していただき、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。	今後とも引き続き、関係団体との協力・協働を図りながら、取り組んでいきたいと考えています。
基本方針 7	56. 「共に学ぶ学校環境の整備」について、改定指針の方向性 ①「共に学ぶことができる環境の整備と配慮」としているならばこの項目も、基本方針1として最初にすべきです。	今後の特別支援教育のさらなる充実を図るためには、7つすべての基本方針が大切だと考えています。一つ一つの方針を大切にしながら、本市特別支援教育の充実に向けた環境の整備や学校教育の充実に努めていきます。
基本方針 7	57. 通級指導教室や特別支援学級の適切な設置など基礎的環境の充実について、改定指針の方向性 ①「共に学ぶことができる環境の整備と配慮」とあるのに、通級指導教室・特別支援学級のことだけしか書かれておらず、この文言はおかしいです。改定の背景に「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに～」と明記しているのに、この文言では、分けた学びの場の追求の整備であり、共に学ぶ場の追求の整備になっていません。	
基本方針 7	58. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を目指すのであれば、基本方針の1は7の「共に学ぶ学校環境の整備」をトップにもってくるべきです。	
基本方針 7	59. 「共に学ぶ学校教育環境の整備」、そして通常学級で学び育ちあう教育のための基礎的条件の整備を第一にかかげるのが良いのではないのでしょうか？	
基本方針 7	60. 基本方針では、「共に学ぶ学校環境の整備」は最後に置かれています。改定の背景や改定指針の方向性にに基づき、共に学ぶ学校環境の整備の項目は、基本方針の一番目に明記すべきです。	
基本方針 7	61. 「共に学ぶ学校環境の整備」とありますが、内容は全く別物です。「分けて個別に教育する場」を充実させようとしているのでしょうか思えない。	
基本方針 7	62. もっと上位に記載してください。「連続性のある「多様な学びの場」の整備」を具体的に明記してください。普通学級も明記してください。普通学級にしながら、周りや担任の先生に、その子の「障害」の理解をしてもらい、合理的配慮をしてもらいながら勉強をしていくことの大切さも大事にした指針にしてください。	

基本方針 7	<p>63. 基本方針の1番に掲げていただきたい。通常学級で共に学ぶ教育をすすめていただきたい。学校看護師などの人的支援については、これから医療的ケアが必要な生徒が共に学べるようにさらにすすめていただきたい。少人数学級の実現、支援員の補充を行い、共に学べる環境整備に努力していただきたい。</p>	
	<p>64. 改定指針の方向性の①に「共に学ぶことができる環境の整備と配慮」とあります。基本方針の7番目に「共に学ぶ学校環境の整備」とあります。基本理念にも「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」とあります。みんなが同じ空間で学ぶ環境のことをもっと追求していただきたいと思います。7番目ではなくもっと上位に記載してください。</p>	
基本方針 7	<p>65. 「同じ場でともに学ぶ」ことを実現していくには、1クラスの人数を減らしたり、支援員を増やしたり、教育内容を変えていくななどがどうしても必要なのに、そのことが書かれていません。</p>	<p>新たな指針の下、各学校において特別支援教育の更なる充実が図られるよう、指導・助言を行っていくとともに、引き続き、国や県の学級編制基準に基づいた教員の適正な配置に努め、できるだけ学校の要望が活かされるよう、特別支援教育支援員の配置に工夫していきます。</p>